親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査研究報告書

民法には、父母が離婚した後などの親子の面会交流についての明文の規定はない。しかしながら、面会交流の方法等については、第766条第1項の子の監護について必要な事項に含まれ、父母の協議で定めることができ、協議が調わないときなどには家庭裁判所が定めるものとされている(家事審判法9条1項乙類4号の子の監護に関する処分事件)。

父母が離婚した後などに、子を監護しない父母の一方と子が定期的に面会等の交流を持つことは、一般的には、子の福祉を害しない限り、子の健全な成長のために好ましいことであると理解されている。そのため、家庭裁判所の調停・審判においても、児童虐待や配偶者暴力(DV)など、面会交流の実施により子の福祉を害するとか子の利益に反するというような特段の事情がない限り、これを認める取扱いがされている。そして、家事審判・家事調停などで面会交流についての取決めがされたにもかかわらず、それにしたがった任意の履行がされない場合には、家事審判法による履行勧告や民事執行法による強制執行(間接強制)により、面会交流の実現を図るという法的救済手段も用意されている。

しかし、これらの法的手続や仕組みを利用しても、相手方(子を監護する父母の一方)が面会交流を拒絶することで、面会交流の実現が事実上著しく困難となり、結果的に親子の継続的な交流や絆を維持することがきわめて困難な事例が少なくないと言われている。

また、父母の間で、子の面会交流・監護・親権をめぐる争いがこじれて、結果的に父母による子どもの連れ去りや面会後の返還拒否のように、子の奪い合いにつながることも少なくない。子を監護すべき者(監護親)から子を監護していない親(非監護親)に対する子の引渡し請求については、どのような場合に直接強制をすることができるかといった理論的な問題があるほか、直接強制をする場合に、子の利益や子の福祉に配慮した適切な執行方法の在り方はどういったものかという実務的な問題もある。

そこで、本調査研究では、今後、親子の面会交流を実現するための制度等について検討を行うに当たっての基礎資料を収集することを目的として、必要とされる以下の調査研究を行った。まず、第1は、親子の面会交流に関するわが国の現状についての実態の調査であり、親子の面会交流の支援等を行っている民間団体及び家事事件、家事法制に精通している法律実務家等の有識者に対するヒアリング、親子の面会交流を実現するための制度を利用したなどの経験がある当事者(相手方となった経験がある者を含む。)に対するアンケートにより、親子の面会交流に関する我が国の現状について実態調査を実施した。

また、第2に、裁判等によって定められた親子の面会交流を実現するための制度の具体的な内容及び運用状況について、とくにアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスでの法制度及び社会的支援制度の実情と課題について、その社会的文化的な背景を含めて明らかにした。

第3に、上記の第1の社会的実態調査の結果及び比較法的な調査研究の成果等を踏まえたうえで、たとえば、面会交流等の相談窓口、面会交流センターなどの面会交流支援団体の実情と課題、面会交流に付随する交流支援のための社会的な制度や仕組みなど、親子の面会交流を実現するための現在の制度等と社会的実態に関する問題点等を析出し、面会交流に関する制度等の検討を行う基礎資料とするとともに、社会的実態として現実に生じている問題点及びその原因と考えられる要因を問題点ごとに整理し具体的な提言にまとめた。

平成 23 年 2 月 10 日

研究代表者 早稲田大学教授 棚村 政行研究分担者 早稲田大学教授 岩志和一郎研究分担者 新潟大学教授 南方 晚研究分担者 帝京大学教授 高橋由紀子研究分担者 FLC Vi-Project 桑田 道子研究分担者 FPIC 理事 山口恵美子研究分担者 弁護士・早稲田大学教授

榊原富士子

研究分担者 弁護士 片山登志子

研究分担者 立正大学非常勤講師 色川 豪一

研究分担者 早稲田大学助手 原田 綾子

研究協力者 弁護士 山田 摂子

研究協力者 山梨学院大学非常勤講師

藤原 究

研究協力者 早稲田大学大学院 橋本 有生

研究協力者 早稲田大学大学院 原田 香菜

目 次

は	しがき (親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査報告書)	1
Ι	民間の面会交流支援団体及び支援活動についてのヒヤリング棚村政行・	1
	1 はじめに(1) 2 家庭問題情報センター(FPIC)の面会交流援助活動(2) 3 FLCでのVi-Project における面会交流支援(9) 4 おわりに(15) 5 民間の面会交流支援団体の活動と課題——FPICの活動を通じて(17) 別紙資料 面会交流援助の案内 FPIC・ 別紙資料 Vi-Project スタッフマニュアル Vi-Project ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
П	当事者アンケート 棚村政行…	49
	1 調査の方法(49) 2 調査結果の概要(49) 3 調査結果の分析と考察(64 自由記載欄への回答(72) 別紙資料 面会交流に関するアンケート用紙	
Ш	家庭裁判所での面会交流事件と実務棚村政行…	85
	1 司法統計から見た面会交流の実状 (85) 2 家庭裁判所における父母教育プログラムと面会交流援助 (89) 3-1 家庭裁判所調査官に対するヒヤリング(その1)(東京・横浜)(95) 3-2家庭裁判所調査官に対するヒヤリング(その2)(大阪)(102) 別紙資料 家庭裁判所調査官に対するヒヤリング事項 別紙資料 司法統計から見た面会交流 別紙資料 面会交流のしおり 別紙資料 面接交渉(面会交流)のしおり 、大阪家庭裁判所・ 別紙資料 面会交流 どうして大切なの?・・・・・・・大阪家庭裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	112 149 153
IV	家事関係の弁護士ヒヤリング	161
	IV-1 面会交流事例の特色と現状・課題····································	177

	アメリカにおける面会交流支援·······原田綾子··· ・・・・・
別紙	資料 ①~⑤
V-2	イギリスでの交流権と英国の子ども交流センター(child contact centres)
	·····································
別紙	資料 Statement of Arrangements for Children ·····
V - 3	ドイツにおける面会交流支援高橋由紀子…
V-4	フランスにおける面会交流援助色川豪一…
別紙	資料 2008 年末の時点での面会交流センターの分布状況·····
面会交流	流支援・比較法調査対照表【米(カリフォルニア州)·英・独・仏】·········